

議案第四十三号

杉並区情報公開条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年六月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区情報公開条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区情報公開条例（昭和六十一年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号八中「及び日本郵政公社」を削る。

第二条 杉並区個人情報保護条例（昭和六十一年杉並区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第二号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

第三条 政治倫理の確立のための杉並区長の資産等の公開に関する条例（平成七年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定（政治倫理の確立のための杉並区長の資産等の公開に関する条例第二条第一項第四号の改正規定を除く。）は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

日本郵政公社法及び郵便貯金法が廃止されたこと等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区情報公開条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区情報公開条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（情報の原則公開）

第六条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるも

（情報の原則公開）

第六条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるも

の。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ及びロ 略

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下

の。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ及びロ 略

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下

<p>同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分</p> <p>三〽五略</p> <p>2略</p>	<p>第二条による改正（杉並区個人情報保護条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>（開示義務）</p> <p>第十八条の二 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。</p>
<p>同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分</p> <p>三〽五略</p> <p>2略</p>	<p>（開示義務）</p> <p>第十八条の二 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。</p> <p>旧 条 例</p>

一 略

二 開示請求者（前条第二項又は第三項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第二項並びに第二十三条の三第一項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

一 略

二 開示請求者（前条第二項又は第三項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第二項並びに第二十三条の三第一項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をい

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をい

<p>う。) である場合において、当該情報 がその職務の執行に係る情報であると きは、当該情報のうち、当該公務員等 の職及び当該職務執行の内容に係る部 分 三 六 略 2 略</p>	<p>第三条による改正（政治倫理の確立のための杉並区長の資産等の公開に関する条例の 一部改正）</p> <p>新 条 例</p>
<p>う。) である場合において、当該情報 がその職務の執行に係る情報であると きは、当該情報のうち、当該公務員等 の職及び当該職務執行の内容に係る部 分 三 六 略 2 略</p>	<p>（資産等報告書等の作成）</p> <p>第二条 区長は、その任期開始の日（再選挙 により区長となった者にあつてはその選挙 の期日とし、公職選挙法（昭和二十五年法 律第百号）第二百五十九条の二の規定の適 用がある者にあつては当該者の退職の申立 てがあつたことにより告示された選挙の期</p> <p>旧 条 例</p>

日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた区長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならない。

一 三 略

四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）

金及び貯金の額

預

五 有価証券（金融商品取引法（昭和二十

三年法律第二十五号）第二条第一項及び

第二項に規定する有価証券に限る。）

種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつ

日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた区長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならない。

一 三 略

四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）、貯金（普通貯金を除く。）及び

郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）

預

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

六 有価証券（証券取引法（昭和二十

三年法律第二十五号）第二条第一項及び

第二項に規定する有価証券に限る。）

種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつ

2
略

九	八	七	六	
略	略	略	略	ては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。） にあつては、株式の銘柄及び株数）

2
略

十	九	八	七	
略	略	略	略	ては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。） にあつては、株式の銘柄及び株数）